様式第２（第５条関係）

会議録

１　附属機関の名称

犬山市公文書管理審議会

２　開催日時

令和８年１０月７日（水）　午後１時３０分から午後２時３０分まで

３　開催場所

犬山市役所５階５０１会議室

４　出席した者の氏名

(1)　委員

青山正和、船田忠行、松本未希子

(2)　執行機関

（総務課）林課長補佐、梅田主査、後藤主査補

５　欠席した者の氏名

なし

６　議題

保存期間満了を迎えた公文書（１年以下除く）等の廃棄について

７　傍聴人の数

０人

８　内容

(1)　報告事項

令和７年度における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況を報告

事務局より資料１を用いて説明し、質疑応答を行った。（資料１から資料３を使用）

【質疑応答】

松本委員：歴史的公文書の計上漏れについて、原因と再発防止策は何か。

事 務 局：計上漏れは過去の文書に起因するものが多く、年１回の洗い出し作業で発見された。今後は電子化を進める中で、このような事態が再発しないよう努める。特に見落としがちなパターンがないか分析し、職員間で共有していく。

青山会長：公文書の保有状況についてだが、電子データはどのくらいの割合を占めているのか。

事 務 局：ここで計上しているものに関してはすべて紙の文書である。条例上はデータも対象

であるが、電子決裁システムが未導入のため、基本的には決裁文書や公文書を紙で打ち出して、ファイルに綴じ込んで保存している状況である。

青山会長：職員が紙で打ち出すために、職務上作成した文書が、電子データとして眠っている可能性があるということか。

事 務 局：そのとおりである。

青山会長：開示請求があった際に、電子データが本来保管しなければいけないのに、消去してしまっていてない、となっては問題が起きかねない。そのあたりの扱いは検討した方がいいのでは。

事 務 局：今後、来年度から再来年度にかけて、電子決裁や公文書管理システムの導入を犬山市としても進めていく方向である。これらが導入された暁には、電子文書もデータ管理されることになるので、条例に沿った運用に合わせ、電子データも情報公開の開示対象として漏れなく対応できるようにしていくつもりである。

青山会長：紙を正本としている現状において、文書保存年限の関係もあるが、電子データを勝手に消去したということはないか。

事 務 局：そこも整合性を取らなければいけないと考えている。厳密には、紙でファイリングしているものと、その元となっているデータは、紙の保存期間が過ぎればデータの方も同様に削除する、というのが基本になると考えている。

船田委員：紙の文書だけでなく、共有フォルダ内のデータやチャットツールなど、職員が職務上作成・取得し組織的に用いる可能性のある電子データも公文書としての管理対象となり得る。国では既に電子データも含めた厳格な管理ルールが導入されており、本市でも同様に電子データの管理ルールを策定し、職員の認識を徹底する必要がある。

事 務 局：その通りである。本日は管理職向けの研修を実施し、公文書管理の重要性、特に電子データの取り扱いについて周知を図った。今後も継続的に職員への意識啓発とルール徹底に努めていく。

松本委員：管理職向けの研修は重要であり、今後も定期的な実施を希望する。

船田委員：次年度以降、５年保存や10年保存の公文書の廃棄が本格化する。それに伴い、歴史的公文書としての選定作業も増加する見込みである。各部署においては、紙であるか否かにかかわらず、文書の重要性を見極め、適切な保存や廃棄を柔軟に行うよう、事前に検討を進めておく必要がある。

青山会長：５年保存の文書を廃棄する際、必要に応じて保存期間の延長なども柔軟に検討されると良い。

(2) 議題

保存期間満了を迎えた公文書（１年以下除く）等の廃棄について

犬山市長からの諮問書に基づき、保存期間満了を迎えた公文書の廃棄について説明。各委員に廃棄予定文書の現物の中身を確認いただいた後に質疑応答を行った。

（資料１及び資料４を使用）

【質疑応答】

船田委員：廃棄対象公文書リストの農業委員会の文書はなぜ計上が漏れていたのか。

事 務 局：書庫が本庁舎内ではなく、外部倉庫などの離れた場所にあるため、見落とされていた可能性がある。

松本委員：歴史的公文書として残されたものが市民の財産として有効に活用されるよう、データ化も含めて進めてもらえると良い。また、個人情報の含まれる不要な文書の適正な廃棄や、庁内の総点検などもあわせて行うと良い。

青山会長：その他、意見がなければ、農業委員会の賃貸借通知書などについて、合意解約から30年が経過しており、特に係争や登記上の問題も生じていないことから、廃棄を了承するということで答申したいと思う。諮問のあったことについては、ここまで述べた内容が答申となるので、事務局側で答申案の作成をお願いする。事務局が作成した答申案については後日、各委員に確認をいただきたい。

各 委 員：承知した。

青山会長：異論はないということなので、各委員の確認後、事務局から市長に答申書を提出するよう依頼する。それでは、本件の協議事項は以上となるので、この後は事務局に進行をお返しする。

事 務 局：青山会長、ならびに各委員の皆様、ご審議ありがとうございました。本日いただいたご意見を反映した答申案を作成し、皆様にご確認いただいた上で、市長へ答申を行う。また、今年度末で委員の任期満了となるので、次期の選任等について、追って連絡する。以上をもって、本日の審議会を閉会する。ありがとうございました。
（閉会）

令和8年11月3日

上記に相違ないことを確認する。

（署名）[redacted]

（署名）[redacted]